

総 税 市 第 2 5 号
令 和 4 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日総税市第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願ひします。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願ひします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

イ ロからトまでに掲げる規定以外の規定 令和4年度以降の年度分の個人の市町村民税、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び令和4年度以後の年度分の国民健康保険税

ロ 第1章27、37、42、46及び55の規定並びに第2章第1節及び第4節第8の規定のうち連結納税制度の見直しに係る部分 令和4年4月1日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市町村民税

ハ 第2章16の3、25の2（1）、29（1）、72、79の3（4）及び（5） 令和6年度以後の年度分の個人の市町村民税

ニ 第2章28の2（1）及び77（3） 令和5年度以後の年度分の個人の市町村民税

ホ 第2章31の2 令和5年1月1日以後に支払を受けるべき給与等に係る給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族等異動申告書を提出する場合

ヘ 第2章31の3 令和5年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等に係る

公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する場合
ト 第5章10 令和4年10月1日以後に行われる売渡し等に係る製造たばこに
対して課すべき市町村たばこ税